

平成30年度 私立幼稚園保護者補助金補助対象区分一覧

階層 区分	保護者の区市町村民税額(合計) 【区分決定住民税額】です ※みなし寡婦(寡夫)控除後	第1子		第2子		第3子以降	
		就園奨励 費補助金	保護者負担 軽減補助金	就園奨励 費補助金	保護者負担 軽減補助金	就園奨励 費補助金	保護者負担 軽減補助金
1	生活保護世帯	308,000円	158,400円	308,000円	158,400円	308,000円	158,400円
2	区市町村民税非課税世帯	272,000円	158,400円	308,000円	158,400円	308,000円	158,400円
	区市町村民税所得割非課税世帯 (均等割額のみ課税)	ひとり親世帯等 308,000円					
3	区市町村民税所得割課税額	187,200円	138,000円	247,000円	158,400円	308,000円	158,400円
	77,100円以下の世帯	ひとり親世帯等 272,000円	ひとり親世帯等 158,400円	ひとり親世帯等 308,000円			
4	区市町村民税所得割課税額 211,200円以下の世帯	62,200円	126,000円	185,000円	151,200円	308,000円	151,200円
5	区市町村民税所得割課税額 256,300円以下の世帯	補助対象外	112,800円	154,000円	144,000円	308,000円	144,000円
6	区市町村民税所得割課税額 256,301円以上の世帯	補助対象外	84,000円	154,000円	84,000円	308,000円	84,000円

(1) 上記金額表の第1子・第2子・第3子以降について

- ・上記の階層区分が3までの世帯については、兄、姉の子どもの数となります。年齢制限はありません。(ただし生計を一にする者に限ります。)
- ・上記の階層区分が4以上の世帯については、小学校3年生までの子どもの数となります。(小学校4年生以上は含みません。)

(2) ひとり親世帯等の特例

- ・上記の階層区分が3までの世帯で、ひとり親世帯等に該当し、認定された場合は就園奨励費補助金、保護者負担軽減補助金が下記の金額となります。(上記表の網掛け部分)

<就園奨励費>

- ・階層2の第1子 272,000円 ⇒ 308,000円
- ・階層3の第1子 187,200円 ⇒ 272,000円 階層3の第2子 247,000円 ⇒ 308,000円

<保護者負担軽減補助金>

- ・階層3の第1子 138,000円 ⇒ 158,400円

※ひとり親世帯等とは、保護者または保護者と同一世帯の方が、以下に該当する世帯です。

- ・生活保護法の要保護者
- ・配偶者のいない者で、現に児童を扶養している者
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び特別児童扶養手当、国民年金の障害基礎年金の受給者(在宅の者に限る。)
- ・要介護認定を受けている被保険者
- ・その他要保護世帯に準ずる程度に困窮していると認められる世帯

(3) 限度額について

- ・補助金は、保護者の方がお支払いした入園料・保育料の金額が上限となります。

<例>所得階層4区分の第二子(小学校1年生の兄(姉)がいる)入園料なし 保育料年額300,000円(月25,000円)の場合

補助金限度額			支給される補助金
就園奨励費補助金	185,000円		185,000円
保護者負担軽減補助金	151,200円	⇒	115,000円
計	336,200円	上限により	300,000円